

< 20 - 16 >
2020年7月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長通知 令和2年6月25日付「保医発0625第3号」（令和2年6月25日より適用）検体検査実施料の検査方法及び保険適用範囲が追加、令和2年6月30日付「保医発0630第2号」（令和2年7月1日より適用）検体検査実施料の新規適用、検査方法の追加がされることになりましたので案内申し上げます。

謹白

記

■検査方法及び保険適用範囲が追加された検査項目

(令和2年6月25日適用)

検査項目名	実施料	判断料区分
SARS-CoV-2抗原検出	600点	免疫学的検査 144点

■新規保険収載項目(令和2年7月1日適用)

検査項目名	実施料	判断料区分
抗リン脂質抗体検査 〔抗カルジオリピン IgG/IgM抗体および 抗β2グリコプロテイン I IgG/IgM抗体 4項目同時測定〕	696点	免疫学的検査 144点

■検査方法が追加された項目(令和2年7月1日適用)

検査項目名	実施料	判断料区分
オートタキシン 〔化学発光酵素免疫測定法〕	194点	生化学的検査(I) 144点
HCV核酸定量 〔TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を 組み合わせた方法〕	437点	微生物学的検査 150点

以上

※詳細は裏面をご覧ください。

●検査方法及び保険適用範囲が追加された項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
SARS-CoV-2 抗原検出	化学発光酵素免疫測定法 (定量)	D012 感染症免疫学的検査 25 マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法) 150点×4回分 600点	免疫学的検査 144点

(1)～(21) (略)

(22) SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し COVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)による SARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(23)～(47) (略)

※化学発光酵素免疫測定法(定量)の追加承認とともに、下線部が追加されました。

◎弊社受託予定なし

●新規保険収載項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
抗リン脂質抗体検査 〔抗カルジオリピン IgG/IgM抗体および 抗β2グリコプロテイン I IgG/IgM抗体 4項目同時測定〕	CLIA法	D014 自己抗体検査 27 抗カルジオリピン抗体 232点×3回分 696点	免疫学的検査 144点

(9)～(27) (略)

(28) 抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピン IgG/IgM抗体、及び抗β2グリコプロテイン I IgG/IgM抗体の測定)は、「27」を準用して算定する。

ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β2グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。

イ 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び本検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

◎弊社受託検討中

●検査方法が追加された項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
オートタキシン	化学発光酵素免疫測定法	D007 血液化学検査 46 オートタキシン 194点	生化学的検査 (I) 144点

(1)～(40) (略)

(41) オートタキシン

ア「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

イ (略)

(42)～(51) (略)

※下線の測定方法が追加されました。

◎弊社のオートタキシンとしては、EIA法[項目コード:4064]を受託中ですので、ご利用ください。

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
HCV核酸定量	TMA法と 核酸ハイブリダイゼーション法 を組み合わせた方法	D023 微生物核酸同定・定量検査 13 HCV核酸定量 437点	微生物学的 検査 150点

(1)～(12) (略)

(13) HCV核酸定量

ア「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ (略)

(14)～(26) (略)

※下線の測定方法が追加されました。

◎弊社のHCV核酸定量としては、リアルタイムPCR法(TaqMan PCR法)[項目コード:2592]を受託中ですので、ご利用ください。